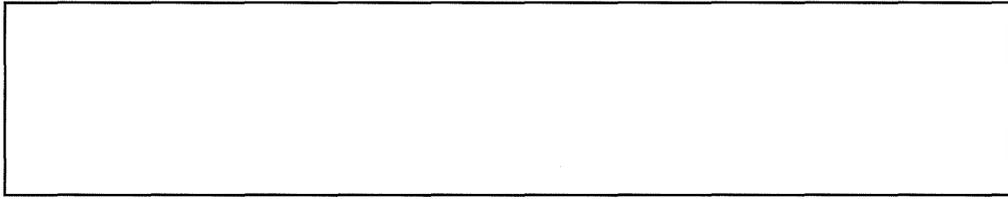


Q25 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。



(6) 聴覚関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q26 聴覚障害関連補装具の支給において、該当種目に迷うことがありますか？

(例：重度難聴用と高度難聴用の適応範囲、ポケット型、耳かけ型、耳あな型の選択など)

- | | |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q28へお進みください |
|--|---------------|

Q27 ※Q26で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

--

Q28 聴覚障害関連補装具の修理において、該当種目に迷うことがありますか？

- | | |
|--|---------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いにある2. 時々ある3. ほとんどない4. ない | } Q30へお進みください |
|--|---------------|

Q29 ※Q28で選択肢「1」・「2」を選んだ方に伺います。

判断に迷う種目を具体的にご記入ください。

--

Q30 補聴器の種類にアナログだけでなく、デジタル補聴器を取り入れることについてどのように考えますか？

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 大いに賛成する2. 賛成する3. あまり賛成しない4. まったく賛成しない |
|---|

Q31 Q30において、そうお考えになった理由をご記載ください。

--

Q32 骨導式補聴器に関して、過去5年間における交付実績は大まかにどの程度ありますか？

1. 大いにある
2. 時々ある
3. ほとんどない
4. ない

Q33 現状、製品が存在しない骨導式眼鏡型を削除することについて、どのようにお考えですか？

1. 賛成である
2. 反対である
3. その他

Q34 Q33における回答の理由をご記載ください。

Q35 聴覚障害関連補装具に関して、貴自治体において要望の多い種目等についてご記載ください。

Q36 聴覚障害関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。

Q37 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。

(7) 義肢装具関連補装具の支給における種目構造上の課題と提案

Q38 義肢装具についてはたくさんの完成用部品があります。個々のものについてどのようにして情報を入手しますか。

- 1. 厚生労働省からの通知で調べる
- 2. メーカーに聞きカタログなどを入手する
- 3. テクノエイド協会の「義肢装具等完成用部品情報システム」で調べる
- 4. インターネットで調べる
- 5. 学会の展示などで情報を入手する
- 6. 義肢装具製作事業者に聞く
- 7. その他 ()

Q39 義肢装具の補装具等完成用部品に掲載されている部品には、高額なものが増えてきています。高機能で高額な部品使用についてどのようにお考えでしょうか

- 1. 高額でも必要であれば決定していきたい
- 2. 義肢装具を使いこなしていることがわかれば、可能な限り出したい
- 3. 更生相談所の判定に従って対応する
- 4. 最低限機能するものを支給しているので高額なものは必要ない
- 5. 予算が少ないため高額な部品を出していけない
- 6. その他 ()

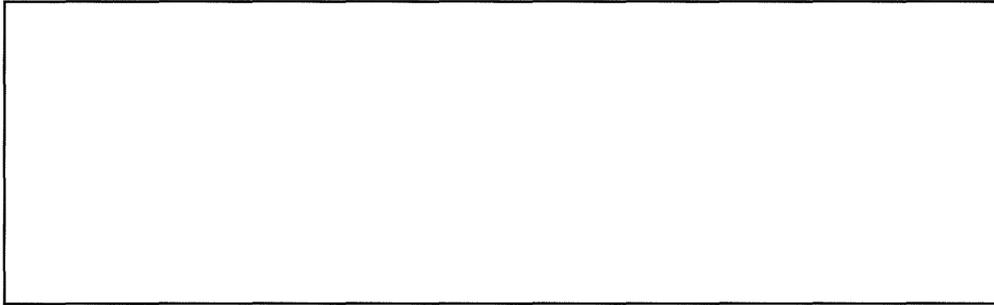
Q40 現在、筋電電動義手は特例補装具扱いのため基本価格や製作要素価格が設定されていません。基本価格や製作要素価格の設定を希望されますか。

- 1. 希望する
- 2. 希望しない、現状のままが良い

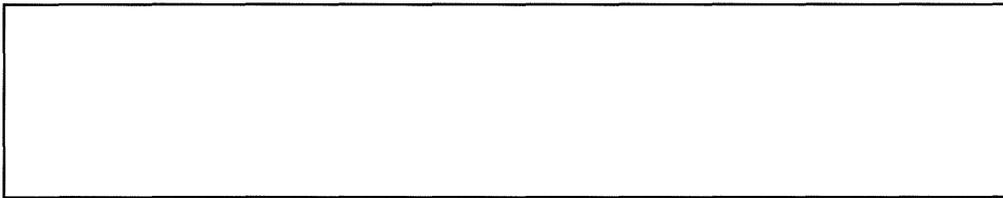
Q41 Q40における回答の理由をご記載ください。

Q42 義肢装具関連補装具に関して、貴自治体において特例補装具として申請が挙がってくる種目等がありましたらご記載ください。

Q43 義肢装具関連補装具に関して、基準に規定された構造や修理基準も含めて、削除もしくは追加すべき事項がありましたら具体的にご記載ください。



Q44 その他、運用上の不明な点、問題点などあればお教えください。



(8) その他、現行制度における種目構造上の課題と提案

Q45 補装具費支給制度における種目構造上の課題について、大きな課題と思われる内容を具体的に記し、貴市区町村が提案するあるべき姿（理想像）をご記載ください。

課題	あるべき姿（理想像）

**アンケート調査は以上になります。
ご協力ありがとうございました。**

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

外国等における関連制度に関する調査

研究分担者 井上剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 補装具費支給制度は、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本研究では、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。今年度は、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。

その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴライズしていることが示された。

A. 研究目的

補装具費支給制度は、戦後間もない昭和25年に施行され、我が国における福祉用具の公的支給制度の根幹をなす制度として位置づけられている。本制度では、現在、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子（児のみ）、起立保持具（児のみ）、歩行器、頭部保持具（児のみ）、排便補助具（児のみ）、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置の16種目が設定され、支給対象となっている。これらの種目構造は、歴史的な経緯の中で構築されたものであり、車椅子と座位保持装置のように境界が曖昧で、わかりにくい点があることが指摘されている。

このような福祉用具の公的給付制度は、世界各国で存在し、それぞれの状況に応じた制度が構築され、運用されている。本研究では、現行の補装具費支給

制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とする。

B. 研究方法

今年度は、主にインターネット上の情報を検索することにより、海外での福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集することとした。給付制度では、日常生活の利用を想定したものや、教育に資する制度、雇用に資する制度などがあるが、今回は、補装具費支給制度への還元を念頭におき、日常生活での利用を想定した制度に着目することとした。また、言語の制約があり、英語圏の情報を主に収集した。

（倫理面への配慮）

本研究は、インターネットを用いた情報収集であり、倫理的に配慮する点は特にない。

C. 研究結果

C—1. 英国の状況¹⁾

英国において、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ NHS (National Health Service Act) ;1997
- ・ Chronically Sick and Disabled Act;1970
- ・ NHS and Community Care Act;1990
- ・ Community Care Act and regulations;2004

主たる給付主体は、地方自治体とNHSである。NHSは車椅子や歩行補助などの移動に関する機器、補聴器、視覚関連用具、コミュニケーション補助装置、義肢、装具を対象とした給付を行い、基本的に無料で提供される。また、地方自治体は、コミュニティ機器サービスを運営すると共にテレケアサービスも提供している。こちらも基本的には無料で提供される。コミュニティ機器は、支援を必要とする児童および成人が健康と自立性を維持するために、そしてできるだけ充実した生活をおくるために日常の必要不可欠な活動をすることを可能にするものである。種目として制限されたものではなく、例としては下記のものあげられる。

- ・在宅看護機器：圧力分散マットレス、ポータブル便器
- ・日常生活支援機器：児童用座位保持装置、シャワーチェア、立ち上がり補助便座、ティーポット・ティッパー（ティーポットからカップにお湯を注ぐのを補助する傾斜装置）、液体レベル表示器
- ・軽微な家屋改造：手すり、水道用レバー、照明の改善、色・コントラストの改善
- ・短期貸し出し用具：車椅子等で短期使用を目的とした場合に貸し出しのために用意されたもの。別途NHSサービスによりカバーされる。
- ・発話障害者用コミュニケーション用具
- ・テレケア機器：転倒感知器、ガス報知器、健康

状態のモニタリング機器

コミュニティ機器サービスは、必ずしもリストに基づいた給付とはなっていないが、国としてはナショナルカタログを発行し、統一化を進めている。

C—2. オランダの状況¹⁾

オランダにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Act on Healthcare Insurance (ZVW)
- ・ Act for Provision of Social Support (WMO)
- ・ Act on Extraordinary Costs related to Illness (AWBZ)

ZVWでは、以下のような用具がカバーされており、基本的に無料で提供されている。

- ・日常生活動作用具：着替え支援用具、高さ調節可能なベッド、着脱容易な衣服
- ・意思伝達装置：使いやすく工夫されたコンピュータ、補聴器、拡声器、電話用拡声器
- ・医療用具：注射器、ガーゼ、眼鏡
- ・装具：頸部装具、整形靴
- ・義肢：上肢、下肢、膝、乳房
- ・把持用具：上肢・手指機能の代替用具、ロボットアーム
- ・移動補助具：白杖、補助券、エルボークラッチ、歩行器

これらの機器は、これまで国が定めるリストに基づいて、給付されてきた。しかし、近年、リストに基づいた給付から、機器の機能（ISO9999をベースとする）に基づいた給付に転換を図ろうとしている。

WMOでは、車椅子やスクータ、使いやすく工夫された自転車といった移動支援機器や、立ち上がり補助便座、浴室の改造、階段昇降機といった家屋内の環境改善をカバーしている。対象となる種目は地方自治体により異なるが、国としてはなるべく統一する方向で、調整を進めている。

AWBZでは、基本的な福祉用具（ベッド関連機器、パーソナルケア用具、歩行補助用具、車椅子、クッ

ション等)の短期間レンタルを提供している。

C—3. デンマークの状況¹⁾

デンマークにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Social Service Act

デンマークでは、基本的にレンタル制度を採用している。また、一般製品についてもサポートが得られ、これについては半額を基本として補助される。権限はミュニシパリティー(いくつかの地方自治体の連合体)がもっている。給付対象となる機器(一般製品も含む)の完全なリストは存在しないが、下記の4つのカテゴリーに整理されている。

- ・ 一般的な家具類：テレビ、ビデオ、コンピュータ、デジタルカメラ等[これらについては給付の対象外となる]
- ・ 一般製品：[価格の半額の補助を受けることができ、所有することができる。福祉用具と同様な役割を果たす一般製品について、無料で提供を受けることができる。]
- ・ 個別対応が必要な福祉用具：個別適合が必要な車椅子等[ミュニシパリティーが所有するが、リサイクルされることはまれである。]
- ・ 一般的な福祉用具：[ミュニシパリティーが所有し、通常リサイクルされる。]

デンマークでは、原則的に給付される福祉用具にガイドラインや制限は存在しない。障害を補完したり、日常生活活動に参加するための物であれば、対象となる。用具そのものに焦点をあてるのではなく、用具の利用により向上する生活に焦点を当て、そのための幅広い用具という観点で、福祉用具をとらえている。ただし、同様の効果が得られる用具であれば、より安いコストの物を選択するという原則はある。

C—4. ノルウェーの状況¹⁾

ノルウェーにおいて、福祉用具の給付に関連する

主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Social Security Act

この制度の中で、福祉用具の利用は、障害のある人の個人の権利として位置づけられている。

ノルウェーでは、提供される福祉用具の範囲は広く設定されており、コミュニケーション補助、視覚補助、移動補助、住宅改修、補聴器、認知支援機器等が含まれる。ゲームやスポーツのための福祉用具も対象となっており、ゲームのためのスイッチや障害者のためのスキーも給付される。給付対象は、国の委員会にて設定されており、価格もここで設定される。原則的に、利用者の生活上の問題を解決するものであれば、給付対象となる。

ほとんどの福祉用具が無料で提供される。基本的にはレンタルである。

C—5. イタリアの状況¹⁾

イタリアにおいて、福祉用具の給付に関連する主な法制度としては、以下のものがあげられる。

- ・ Framework Law 104/92: 障害者の支援、社会参加、権利に関する法律
- ・ Ministerial Decree 332/99: 支援と福祉用具の給付に関して規定されている。
- ・ Law 13/89: 個人の建物のアクセシビリティに関する法律

Ministerial Decree 332/99では、カバーされる福祉用具をNT(Nomenclatore Tariffario)としてリスト化している。NTは、ISOの福祉用具の分類に従って整理されており、補助を受けるにはISOコードを付記する必要がある。福祉用具の給付は主に、NHS(National Health System)が担当している。

給付対象となる福祉用具のカテゴリーは保健省で決定され、NTにリストとして掲載される。リストは3種類あり、リスト1は主に個別適合が必要な機器であり、これらの機器については保証される固定価格も併せて記載されている。リスト2は主に既製

品であり、これらの機器については地方自治体で価格を設定する。リスト3は、主に人工呼吸器のように高度なメンテナンスを必要とする機器であり、これらは地方自治体で購入し、利用者に貸し出される。

また、リストに無い福祉用具が必要となった場合、自己負担で購入し、部分的な補助を受けることができる。その際、国の制度は建物のバリアーをなくすような場合をカバーし、地方自治体の制度は介護の軽減や自立生活の促進、家族支援などをカバーする。補助の金額についてはケース・バイ・ケースである。

C-6. カナダ オンタリオ州の制度²⁾

カナダのオンタリオ州ではADP (Assistive Devices Program) を実施し、州内に住む身体障害者に対して中心的な支援と資金援助を提供するとともに、個々人の基本的なニーズに対応した有効な福祉用具を支給している。ADPによって保証される機器によって、個人のニーズに応じた福祉用具の利用により、身体障害者の自立を促進することを目指している。ADPで支給される福祉用具種目は以下の通り。

●コミュニケーション機器

- ・電子人工喉頭
- ・コミュニケーションボード
- ・コミュニケーション機器の固定具
- ・テレタイプライター
- ・拡声器
- ・音声出力装置 (VOCA)
- ・人工喉頭
- ・書字補助機器

●糖尿病用品

- ・グルコースモニタリング機器および関連消耗品。
- ・インスリン用注射器および針 (65歳以上の利用者)
- ・インスリンポンプと消耗品

●経管栄養機器/用品

- ・供給バッグ/コンテナ/チューブ
- ・ポンプ

●聴覚関連機器

- ・骨導補聴器
- ・人工内耳
- ・補聴器
- ・個人用FMシステム
- ・テレタイプライター

●矯正デバイス

- ・スタンディングフレーム
- ・腕、脚、および脊髄装具
- ・小児用起立保持具
- ・歩行用装具

●ストーマ用品

- ・永久人工肛門、人工膀胱および消耗品

●圧迫用品

- ・一次および二次性リンパ浮腫の圧縮衣類や袖
- ・圧力衣類や肥厚性瘢痕管理の装具 (熱傷)
- ・主要なリンパ浮腫の連四肢ポンプ

●義肢

- ・従来の義足と義手
- ・電動・筋電義手
- ・外部シリコーン乳房プロテーゼ
- ・顎顔面口腔内補綴 (口蓋リフト、栓子、下顎の拡張機能)
- ・顎顔面口腔外プロテーゼ (人工鼻、耳、軌道)
- ・義眼

●呼吸用品/機器

- ・呼吸/心拍数モニタ (賃借のみ)
- ・コンプレッサー

- ・排水ボード
- ・気道陽圧システム（CPAP、APAP、バイレベル）（A
DP-登録スリープラボのみ）
- ・打診器
- ・蘇生器
- ・指定された使い捨ての消耗品
- ・吸引器
- ・気管切開チューブ
- ・換気機器
- ・咳補助機
- ・酸素飽和度モニタ（OSM）（18歳以下が対象）

●視覚補助用具

- ・オーディオブックの再生機
- ・点字タイプライター
- ・コンピュータのハードウェアと専用ソフトウェア
- ・光学式拡大器、（CCTVs）
- ・拡大鏡、単眼鏡、双眼鏡
- ・光学式文字認識（OCR）
- ・特殊なメガネ、特殊なレンズ/コンタクトレンズ
- ・特殊な周辺機器（例えば点字エンボス、点字ディスプレイ）
- ・装着型弱視用眼鏡および視野拡大用具
- ・標準の白杖

●車椅子、座位保持具と歩行補助具

- ・手動車椅子、電動車椅子、電動スクーター
- ・手動車椅子用電動デバイスの追加
- ・座位保持装置（クッション、背中と頭のサポートなど）
- ・座位変換形座位保持装置（電動チルトとリクライニング）
- ・盲杖
- ・歩行車
- ・小児用歩行器、バギー、起立補助具

C—7. オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州の制度³⁾

オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州では、Health Support Services EnableNSWという制度の中で、福祉用具の給付がなされている。この制度で給付される福祉用具種目は以下の通りである。

●コミュニケーション関連機器

- ・発声装置
- ・発声装置のためのコミュニケーションのソフトウェア
- ・スイッチを含む発声装置にアクセスするシステム
- ・マウス、キーボードや特殊なソフトウェアのようなコンピュータにアクセスするための機器
- ・固定具
- ・拡声器
- ・電子人工喉頭
- ・人工喉頭と消耗品
- ・話すための気管開口術
- ・文書や別の視覚的体裁の情報における読解、生産、蓄積を可能にするソフトウェア、装置
- ・聴覚補助装置と警報装置

●移動支援機器

- ・歩行器
- ・エルボー・クラッチ

●義肢

- ・義肢—中足骨および掌部より近位のレベルに限る

●整形靴

- ・特別な深さと幅の整形靴
- ・医療レベルのオーダーメイドの整形靴

●装具

- ・下肢装具

- ・キャリパー
- ・矯正用装具

●**圧迫帯**

- ・リンパ浮腫の循環サポートのための圧迫帯

●**車椅子**

- ・手動車椅子と付属品
- ・電動車椅子
- ・特別なバギー
- ・座位保持装置
- ・電動車椅子の操作用入力装置
- ・特殊な自動車シート

●**移乗機器**

- ・床走行式リフト
- ・天井走行式リフト
- ・つり具
- ・スライディング・ボード、回転板
- ・自動車乗り込み用リフトおよび携帯スロープ
- ・電動昇降椅子

●**家庭用酸素療法器具**

- ・酸素濃縮機（鼻管と拡張管の標準サポート）
- ・携帯酸素ボンベ
- ・予備ボンベ

●**継続的な完全気道圧縮装置**

- ・CPAP機（基本のランプの特徴は4~20cm幅の圧力）
- ・正当な理由により供給される加湿器

●**非侵襲人工呼吸器**

- ・非侵襲人工呼吸器（患者のニーズに基づいた自動モデル）
- ・ハイブリッド非侵襲人工呼吸器

●**持続的人工呼吸器**

- ・家庭で使うための人工呼吸器
- ・電池と充電器
- ・機器のメンテナンスと修理契約

●**分泌物の抽出、管理、呼吸用の消耗品**

- ・吸引装置—電気式で持ち運び可能
- ・分泌物の抽出機器
- ・加湿装置
- ・消耗品（使い捨てのもの、使い捨てでないもの）
- ・機器のメンテナンスと修理契約

●**ダイレクトケアサービス**

- ・家族ケア支援のための家庭用人工呼吸器介護者派遣プログラム

●**防犯ブザーとモニター**

- ・防犯ブザーシステムの初期セットアップ
- ・障害特徴別煙探知機
- ・感覚障害者用血圧・血液グルコースモニター

●**ベッドと寝具**

- ・ハイ/ローベッド
- ・除圧マットレスとカバー
- ・睡眠姿勢保持具

●**栄養関連機器**

- ・経腸栄養のポンプや消耗品
- ・飲食のための特別な機器 > \$100

●**装具（セルフケア用）**

- ・上肢装具

●**姿勢保持装置**

車椅子用以外の姿勢保持装置

- ・車椅子に取り付けられていない座位保持装置
- ・立位保持用装具

● トイレ・シャワー用品

- ・トイレチェアー・シャワーをチェアー→\$100
- ・ポータブル便器

● その他のセルフケア用具

- ・かつら

● 環境制御装置 (ECU)

- ・障害者特別環境制御装置
- ・一般製品の改造
- ・スイッチとスキャナーを含む環境制御装置の入力システム
- ・固定用具

● 失禁対策用具

- ・使い捨てと使い捨てでない商品一供給制限適用

D. 考察

今回の調査より、給付対象について、リストを作成している国が主流であることが示された。しかし、イギリスのコミュニティ機器サービス制度では、リストに基づいた給付ではなく、またデンマークでは、一般製品まで給付対象になっており、完全なリストは存在しないとの結果が得られた。オランダでは、給付対象となる製品のリストに基づいて制度が運用されてきたが、近年の動きで機器の機能に基づいたリストの作成が検討されている。この点は興味深い動向である。イタリアも、機能に基づいた給付種目リストを作成しており、オランダとの共通点が見られる。これらの機能に基づいた給付種目リストは、オランダ、イタリアともに、ISO9999福祉用具の分類と用語のコードを基に、作成されている。このような流れも、国際的に見られる可能性がある。

細かい給付種目リストが入手できたのは、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州であった。表1に、これら二つと日本の補装具費支給制度で給付される種目との対応を示す。この中で、最も広範囲をカバーしているのは、NSWの制度であり、これに対してオンタリオの制度は、移乗機器やベッド、環境制御装置などの用具がカバーされていない。これらと比較して、補装具費支給制度の特徴としては、オンタリオ同様に移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないことに加えて、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられる。これらの中では、日常生活用具でカバーされるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置について、オンタリオの制度では、移動関連の機器の中にカテゴライズされているが、NSWの制度では、車椅子に装着する物は車椅子の中にカテゴライズし、それ以外の物は姿勢保持装置の中に入っている。これは、補装具費支給制度の座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具に対応するものである。

E. 結論

今年度は、現行の補装具費支給制度の種目構造を見直すにあたり、海外の給付制度の状況を把握することを目的とし、インターネットでの情報を基に、ヨーロッパを中心に、福祉用具の公的給付制度に関する情報を収集した。その結果、給付対象について国または地方自治体でリストを作成して、制度を運用することが主流であることが示された。ただし、リストの内容については、製品ごとのリストから用具の機能ごとのリストへと変更され、それに基づいた制度への改訂の流れがあることも示された。

給付種目については、カナダのオンタリオ州とオーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州と比較して、補装具費支給制度の特徴としては、移乗機器やベッド、環境制御装置がカバーされていないこと、医療関係の用具がカバーされていないことがあげられた。これらの中では、日常生活用具でカバー

表1 カナダ、オーストラリアの給付種目と補装具費支給制度との対応表

カナダ・オンタリオ州	オーストラリア・NSW州	補装具費支給制度
コミュニケーション機器	コミュニケーション関連機器	重度障害者用意思伝達装置
糖尿病用品		
経管栄養機器／用品	栄養関連機器	
聴覚関連機器		補聴器
矯正デバイス	整形靴	装具
	装具(移動用)	
	装具(セルフケア用)	
ストーマ用品		
圧迫用品	圧迫帯	
義肢	義肢	義肢
		義眼
呼吸用品／機器	気道圧縮装置	
	非侵襲人工呼吸器	
	持続的人工呼吸器	
	分泌物の抽出、管理、呼吸用の消耗品	
視覚補助具		盲人安全つえ
		眼鏡
車椅子、座位保持具、歩行補助具	移動支援機器	歩行器
	車椅子	座位保持装置
		車椅子
		電動車椅子
		歩行補助つえ
	姿勢保持装置	座位保持椅子
		起立保持具
		頭部保持具
	移乗機器	
	家庭用酸素療法用具	
	ダイレクト・ケア・サービス	
	防犯ブザーとモニター	
	ベッドと寝具	
	トイレ・シャワー用品	排便補助具
	その他のセルフケア用具	
	環境制御装置	
	失禁対策用具	

されるものもあり、その点は考慮が必要である。また、座位保持装置については、オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州の制度において、補装具費支給制度と同様に、車椅子に装着する物とそれ以外の物を別々にカテゴリ化していることが示された。

また、各国の詳細な種目リストの収集が不十分であり、今後、それを中心に情報を収集し、補装具費支給制度の種目見直しに資する調査を進める予定である。

参考文献

- 1) Kevin Cullen, Donal McAnaney, Ciaran Dolphin, Sarah Delaney, Phlimena Stapleton, Research on the provision of Assistive Technology in Ireland and other countries to support independent living across the life cycle, Work Research Centre Dublin, 2012.
- 2) Assistive Devices Program, Types of Assistive Devices funded by the Ontario Ministry of Health and Long-Term Care, Ministry of Health and Long-Term Care, Ontario, Canada, <http://www.health.gov.on.ca/en/public/programs/adp/categories.aspx>, 2016
- 3) Categories of Assistive Technology

provided by EnableNSW, Health Support Services EnableNSW, New South Wales, Australia, 2016.

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における義肢価格の推移について

研究分担者 我澤 賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 研究員

研究要旨

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。検討に当たっては、テクノエイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例（適用例）に、様々な義肢の価格の試算を各年度価格および、現行制度の調査の元となった、製作費用実態調査結果（昭和 53 年度実施）により示された価格を適用し、それぞれの価格表に対応する義肢全体の価格を算出し、検討を行った。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

A. 目的

補装具費支給制度取扱種目のうち、義肢については、製作事業者の採算が厳しいことが、いくつかの研究で示唆されている。山崎[1]では義肢製作事業者を対象とした聞き取り調査の結果から、我澤 [2]、我澤ほか[3]では収益・費用データを基にした推計から義肢事業の採算の厳しさを示している。しかるに、その背景は必ずしも明確にはなっていない。

この点に関するひとつの視点は製作に係る費用が顕著に変化する要因があったか確認することである。これまでの研究でも個々の費用項目についての水準を明らかにする試みがなされてきた。近年素材単価の変化および人件費の単価については、厚生労働省により現状を踏まえた補装具価格改定がなされた（平成 20、21、26 各年度末）。しかし、人件費にかかる要素である製作時間、素材の使用分量を考慮した素材費総額の推定、ならびに「人件費、素材費、完成用部品購入費以外」の費用（以下、「その他の費用」）

の状況については課題が残されている。作業時間については、山内ほか[4]、我澤、山崎[5]は、義肢製作時間が制度の想定する水準（これは昭和 53 年度等に行われた実態調査に基づく）に比べ現状では長いことを調査結果に基づき指摘している。これらの研究のうち比較的近年（平成 23 年 12 月）に行われた後者の調査では義肢全体で制度想定比約 2 倍の作業時間を要しているとの結果であった。しかるに製作事業者間の結果数値のばらつきも大きく、またその背景としていくつかの要因（以前に比べ、外装など仕上がりへの利用者の要望水準が高い、物が多様化・複雑化している、完成用部品の高性能化によって調整する部分が増えている、など）は挙げられたものの、制度想定との時間差を説明しつくせているかという点において十分とは言え切れず、今後の研究が待たれる。また素材使用分量を踏まえた素材費の推定については、前掲山内ほか[4]の平成 7 年度の調査はあるものの、現況を把握する調査が必要である。これら作業時間・佐才使用分量の調査は計測上、計

測作業負担の大きさを抑えつつ、かつ基準の厳密化を測りながら、いかに必要なデータを得るかが課題である。他方、その他の費用については前掲我澤ほか[3]で比率が制度想定に較べ大きい可能性が示唆されているものの、調査方法上の制約から回答に誤差がある程度見込まれることからある程度の傾向は示唆できたものの、数値の正確さには課題が残っている。

義肢の不採算の背景を明らかにするもう一つの視点として、過去の義肢価格の推移のなかで、価格が大きく下がるようなできごとがあったか確認するということがある。義肢価格は制度発足時に実態調査を踏まえて設定されたあと、平成 20 年度末に調査結果を踏まえた改定が行われるまで、物価指数等を踏まえての変更が幾度か行われているもののその間物価の流れと大きく隔たるような改定があったのかどうか整理できていない。

そこで本稿では過去の義肢価格の推移を確認することで、設定価格面から義肢の不採算要因を見いだせるか確認する。

B. 方法

テクノエイド協会による「平成 15 年度版 補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」所収の義肢の構成例[6]（「義肢及び装具等の適用例」より。義肢部分、同書 p.177-244）の中から、表 1 に示すものを選択し、これについて「適用例」に記載された基本価格項目、製作要素、完成用部品から構成される義肢の価格の算出を行い、年度の経過に伴う推移について調べる。算出の対象年度としては、現行制度の元となった昭和 53 年度の調査結果[7]、ならびに実際の障害福祉制度における昭和 56, 60, 60 追加改訂（殻構造義肢。骨格構造義肢については昭和 61 の値）、平成 7, 8, 9, 15, 20, 21, 26 各年度の価格を調査し、基本価格、製作要素価格、完成用部品価格の合算を行うことで、昭和 53 年から平成 26 年の期間における、義肢・装具の代表的品種の価格推移を明らかにする。

各年度の義肢価格については、昭和 53 年度調査については調査報告書[7]を昭和 56 年度以降について

は当該年度の障害福祉制度における義肢価格を用いた。当該年度における価格表に平成 15 年度の適用例に記載された製作要素項目そのものがない場合、往時において対応する項目がある場合は、該当製作要素価格を加算した。また対応する項目が見当たらない場合は加算をしなかった。なお、完成用部品価格について、算出当該年度に登録がない場合は後述する「価格不明な箇所」のか推定方法により推定価格を算出した。

算出に当たっては3種類の指標を示すこととした。具体的には（1）当該年度価格そのものの推定したもの（名目価格）と（2）名目価格を平成 26 年度の国内企業物価指数（旧、卸売物価指数）で割り引いたもの（実質価格 1）、（3）名目価格を平成 26 年度の GDP デフレーターで割り引いたもの（実質価格 2）を試算した。

2 種類のデフレータのうち、国内企業物価指数は国内で生産した国内需要家向けの財（国内市場を經由して最終的に輸出するものを除く）を対象とし、原則、生産者段階における出荷時点の価格を調査したものであるのに対し、GDP デフレーターは GDP 算定上の最終需要項目として含まれるより広い財を想定した物価指数である。

なお、年度によっては「適用例」に記載された基本価格、製作要素、完成用部品の価格が不明な場合があった。算出方法は下記の通り。

名目価格

当該年度の該当基本価格、製作要素価格、完成用部品価格を合算する。

価格不明な箇所は、直近の年度（試算対象の次の期の値、それもなければ更に次の期の値を用いる）の価格を企当該年度価格で調整（参照年度デフレーター ÷ 当該年度デフレーターで除算）した価格とする。

実質価格 1

（平成 26 年度基準。デフレーターは国内企業物価指数（古い年次は、卸売物価指数を使用））
名目価格を平成 26 年度価格表示に調整（当該年度デフレーター ÷ 平成 26 年度デフレーターで除算）する。

実質価格 2

(平成 26 年度基準。デフレーターは GDP デフレーター)

名目価格を平成 26 年度価格表示に調整(当該年度デフレーター÷平成 26 年度デフレーターで除算)する。

C. 結果

結果を表 2、および図 1 に示す。なお結果比較を容易にするため、価格の表示は昭和 53 年調査に基づく価格を 100 に基準化している。

表 2、図 1 の名目価格の項によれば、昭和 53 年調査価格に比べ、実際の障害福祉制度が現行の形になった昭和 56 年度の価格は骨格構造義手を除き低くなっている。また、実質価格では骨格構造義手も含め凡て低くなっている。これは 56 年度価格表に 15 年度の義肢提供例に記された該当製作要素等が見当たらないものがあつたことが大きく影響していると思われる(ただし、一部価格表での対応項目を見落としている可能性もなくはない点、留意が必要である)。この対応項目が見当たらないという問題は、昭和 60 年度追加改訂で解消している。この昭和 60 年度以降の名目価格はほぼ(一部義足の項目を除き)100 以上の数値が並んでいる。

最終期に当たる平成 26 年度の実質価格を見ると、デフレーターとして国内企業物価指数、GDP デフレーターのいずれの物価指数を用いたものでも、義手で 110 前後、義足が 90 台の値を示している。特に実質価格 1 (国内企業物価指数による)の場合、平成 21 年度の時点で概ね 100 前後の値を取っている。

D. 考察

表 2、図 1 見る限り、義肢価格は昭和 56 年度以降実質価格ベースで少なくとも減少基調にはないことが確認された。また、仮に国内企業物価指数の算定対象財と義肢製作所の購入する各種の財の価格動向が概ね一致するとすれば、平成 21 年度改定以降昭和 53 年調査結果の水準の費用に見合う価格設定が概ね実現しているとも考えられる。

しかるに目的の項で述べたように、平成 21 年度以降についても義肢の採算が厳しい状況は変わっていないと考えられる。以上のことから、義肢で採算の採ることのできる価格を算定するためには、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況が昭和 53 年度調査の時点と変わっている可能性が強いことが改めて確認できたと考える。

E. 結論

義肢の採算が厳しいことの背景を明らかにする一環として、義肢価格の推移を確認した。確認の結果、昭和 56 年以降これまで義肢の実質価格が大幅に低下した事例は確認できないこと、また平成 21 年度以降については昭和 53 年度調査結果に相当する義肢価格設定がなされていることが確認された。今後、回答作業の負担の考慮や測定基準を厳密にすることから調査が比較的難しい、作業時間や素材の使用分量等にかかる状況の把握を含めた、経時的な価格根拠把握プロトコルの開発を進めたい。

F. 引用文献

[1] 山崎伸也：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置供給制度の概要と現状の問題点」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 20 年度 総括・分担研究報告書, (2009).

[2] 我澤賢之：分担研究報告書「義肢等製作にかかる限界費用の推定と価格算定式の導出」, 厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」(主任研究者 井上剛伸)平成 21 年度 総括・分担研究報告書, (2010).

[3] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅：分担研究報告書「義肢・装具・座位保持装置の製作費用調査」, 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの

提案に関する研究」（研究代表者井上剛伸）平成 26 年度 総括・分担研究報告書，(2015).

[4] 山内繁ほか：「義肢装具の工作法に関する調査研究報告書」，テクノエイド協会，(1996).

[5] 我澤賢之，山崎伸也，長瀬毅：分担研究報告書「補装具費支給制度の製作費用調査」，厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」（研究代表者 相川孝訓）平成 23 年度 総括・分担研究報告書，(2012).

[6] 財団法人テクノエイド協会：義肢および装具等の適用例，平成 15 年度版「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準 義肢・装具等取扱要領」，II 義肢・装具等取扱要領，財団法人テクノエイド協会，(2003).

[7] 飯田卯之吉ほか：「補装具の種目，構造，工作法などに関する体系的研究」，厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和 53 年度特別研究報告書，(1979).

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

表1 試算対象とした義肢一覧

<p>殻義手</p> <p>ア. 上腕義手・装飾用 イ. 上腕義手・作業用 エ. 上腕義手・能動式（フック型手部付） オ. 肩義手・装飾用 カ. 肩義手・作業用 キ. 肩義手・能動式（ハンド型手部付） コ. 肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用（フック型手部付） サ. 肘義手・装飾用 シ. 肘義手・作業用 ス. 肘義手・能動式（ハンド型手部付） ソ. 前腕義手・装飾用 チ. 前腕義手・作業用 テ. 前腕義手・能動式（フック型手部付） ト. 手義手・装飾用 ナ. 手義手・作業用 ニ. 手義手・能動式（フック型手部付） ネ. 手部義手 ノ. 手指義手</p> <p>殻義足</p> <p>ア. 股義足（受皿式） イ. 股義足・（カナディアン式） ウ. 股義足・作業用 エ. 大腿義足・差込式 オ. 大腿義足・吸着式 キ. 膝義足・差込式 ケ. 下腿義足・差込式 コ. 下腿義足・PTB式 サ. 下腿義足・PTS式 シ. 下腿義足・KBM式 ソ. 果義足 チ. 足根中足義足・足袋型 ツ. 足根中足義足・足袋型（B-6の場合） テ. 足指義足・足袋型</p>	<p>骨格構造義手</p> <p>イ. 肩義手・装飾用（ホスマー） ウ. 上腕義手・装飾用（オットボック）① エ. 上腕義手・装飾用（オットボック）② キ. 前腕義手・装飾用（ホスマー）</p> <p>骨格構造義足</p> <p>エ. 股義足・カナディアン式（オットボック）③ オ. 股義足・カナディアン式（ラポック）① ナ. 大腿義足・吸着式（オットボック）① い. 膝義足・常用（オットボック） う. 膝義足・常用（ラポック） く. 下腿義足・PTB式（オットボック） そ. 下腿義足・PTS式（オットボック） と. 下腿義足・KBM式（オットボック） ひ. 下腿義足・サイム用（ラポック） ふ. 下腿義足・サイム用（ハンガー）①</p>
---	---

※義肢種別名の前の記号（カタカナ、ひらがな）は、適用例を示すテクノエイド協会[6]の記載と合わせている。